

第87回定例研究会

7月19日(金)

於:静岡県評会議室

働くルールの改悪

安倍「雇用改革の正体」

報告者: 中澤秀一 氏 (静岡労研主任研究員)

「限定正社員」制度の導入

アベノミクスの「3本の矢」のうち、最後の矢が「成長戦略」です。その目玉は、「正社員改革」として、雇用の流動化をさらに推し進め、企業が簡単に解雇できる仕組みを作ろうというものです。

勤務地や職種、時間を特定した「限定正社員」(「ジョブ型正社員」)を、労働法制の中に位置づけることを検討しています。「限定正社員」に対しては、これまでの正社員(「無限定正社員」)とは別に、新たな雇用ルールを作り、解雇をしやすくし、「整理解雇の4要件」も緩和しようとしています。

これは日本経団連が4月に発表した「労働者の活躍と企業の成長を促す労働法制」の提言内容と一致し、財界の要望に沿った内容となっています。

「限定正社員」制度は、正社員解雇のルール化にはかならず、「無限定正社員」>「限定正社員」>「非正規社員」の身分的差別を法的に肯定し、労働者の分断化が進む可能性があります。

有識者はどう見ているか?

日本総研調査部長の山田久氏は次のように述べています。

- ・すでに雇用の流動化は進んでいる。
- ・大企業では、希望退職などで調整している。(電機の大リストラ)
- ・中小企業では、正当な理由や手続きなしに解雇されることも多い。むしろ抑制策が必要。
- ・業績が良い時に、人を成長分野に移すのが定石。

解雇の抑制こそ必要

一部の報道の中には、非正規社員が限定正社員になることに対する期待がありますが、現在、安倍政権下で議論しているのは、正社員を限定正社

員にすることであり、非正規社員を限定正社員にする議論は一切ありません。

7月に総務省が発表した「2012年就業構造基本調査」によると、雇用者全体に占める非正規労働者の割合は38.2%と、過去最高を更新しました。すでに雇用の流動化は進んでおり、これ以上進めることは、日本の労働者のほとんどを流動化することになります。今は、解雇を抑制する政策こそ求められています。

「ジョブ型正社員」導入の条件は

討論の中で、次のような意見が出されました。

・「限定正社員」とは「不安定・低賃金正社員」のこと、「無限定正社員」とは「無権利正社員」のことではないでしょうか?

・ヨーロッパでは「ジョブ型正社員」(「限定正社員」)が当たり前と言われていますが、日本で導入するためには、以下のような条件が必要です。

賃金と社会保障によって生計費が満たされること。

同一労働同一賃金が貫かれること。

全ての労働者の権利保障が行われること。

失業時から再就職するまでの生活保障が行われること。

新しい産業、新しい就職口が創設されること。

【今後の日程】

第7回定期総会と記念事業

8月10日(土) 13:00~ 於:静岡労政会館

講演「地域循環型経済への挑戦」

講師:松丸和夫 氏(中央大学教授)

第88回定例研究会

9月20日(金) 18:30~ 於:県評会議室

*連絡先: 〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 コハラサウスサイドビル 7F
静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>